

鳥取市告示第346号

次の納税義務者について、住所及び居所が不明のため、送達すべき書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は、本市総務部税務・債権管理局収納推進課に保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名
山本 正吾
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
令和8年6月26日付け発総納第1-415号
令和8年7月2日付け発総納第1116号

令和8年7月27日

鳥取市長職務代理者
鳥取市副市長 松本 典久

